

規制の事前評価書

評価実施日：平成 22 年 12 月 10 日

政策	河川法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	河川局水政課 河川環境課	担当課長名	山崎篤男 中嶋章雅
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【関連条項】 河川法第 9 条第 2 項 第 2 3 条 河川法施行令第 2 条第 1 項第 3 号イ</p> <p>【内容】 現在、発電のためにする水利使用は全て特定水利使用（※）とされ、一級河川の指定区間においても全て国土交通大臣の許可が必要とされている。このうち、都道府県知事が許可している水利使用（特定水利使用以外の水利使用）（以下「従属元の水利使用」という。）により取水した流水のみを利用する発電（以下「従属発電」という。）による水利使用については、特定水利使用から除外することとし、従属元の水利使用の許可権者と従属発電のためにする水利使用の許可権者を一本化する。</p> <p>※特定水利使用（河川法施行令第 2 条第 1 項第 3 号） イ 発電のためにするもの ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの</p> <p>② 規制の目的 従属発電による水利使用の許可権者を、従属元の水利使用の許可権者と同一にすることで、申請者の負担を軽減し、小水力発電の導入を円滑化する。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 3 地球環境の保全</p> <p>b 関連する施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>c 関連する業績指標 —</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 —</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 今回の規制緩和により、従属発電による水利使用に係る手続の円滑化が図られ、申請者の便宜が向上することで、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS 法」という。）第 9 条に基づく平成 26 年度の新エネルギー全体の導入目標 173.3 億 kwh の達成のための環境整備に寄与する。</p>		

	<p>④ 規制の内容</p> <p>【ウ 規制の緩和】</p> <p>現在、発電のためにする水利使用は全て特定水利使用とされ、一級河川の指定区間においても全て国土交通大臣の許可が必要とされている。</p> <p>このうち、都道府県知事が許可する従属元の水利使用（特定水利使用以外の水利使用）に従属する発電による水利使用について、特定水利使用から除外することとし、従属元の水利使用の許可権者と従属発電のためにする水利使用の許可権者を一本化する。</p> <p>これにより、当該水利使用については、都道府県知事の許可で足りることになる。</p> <p>⑤ 規制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の低い新エネルギーの利用を促進し、もって環境の保全に寄与するため、RPS法により、電気事業者に対して、毎年、その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギー等から発電される電気（以下、「新エネルギー等電気」という。）の利用を義務付け、新エネルギー等の更なる普及を図ることとしている。この新エネルギー等には、水力（1000kw以下のものであって、水路式の発電及びダム式の従属発電）が含まれており、小規模な従属発電の導入を促進する必要があるものの、RPS法が目標としている平成26年度末での新エネルギー全体の導入目標は173.3億kwhに対し、平成21年度末での実績は約155.8億kwhで、平成26年度末までに新エネルギー全体で更に17.5億kwhの導入が義務づけられている。（＝目標と現状のギャップ） ○ 従属発電による水利使用の申請者は、許可申請に係る資料を従属元の水利使用の許可権者である都道府県から取り寄せ、国土交通大臣に提出することが求められているため、事務が煩雑になっている。また、従属元の水利使用の申請者が、その流水を利用して発電を行おうとする場合には、従属元の水利使用の許可権者（都道府県知事等）と従属発電の許可権者（国土交通大臣）の双方に許可申請しなければならず、当該水利使用にかかる取水量報告の提出先も異なる河川の管理者に跨ってしまい、水利使用者にとって負担となっている。（＝原因分析） ○ このように、従属発電による水利使用の申請者にとって、申請に係る手続の事務が煩雑になっているため、都道府県知事が許可している従属元の水利使用に従属する発電の許可権者と一本化して事務を簡略化し、従属発電の導入が円滑に進むようにする必要がある。（＝課題の特定） ○ 都道府県知事が許可している従属元の水利使用に係る従属発電のためにする水利使用については、特定水利使用から除外し、都道府県知事の許可で足りるものとする。 （＝規制の具体的内容）
想定される代替案	都道府県知事が許可している従属元の水利使用に係る従属発電のためにする水利使用については、都道府県知事への届出で足りるものとする。
規制の費用	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 特になし。 b 行政費用 都道府県等における審査経費が増加するものの、国における審査経費が減少するため、全体としては、変化が生じないものと考えられる。 c その他の社会的費用 特になし。

	<p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 特になし。</p> <p>b 行政費用 特になし。</p> <p>c その他の社会的費用 従属発電を水利使用許可に係らしめなければ、発電の実態を把握できなくなるなど、河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素 従属発電による水利使用の申請者は、許可申請に係る資料を従属元の水利使用の許可権者である都道府県から取り寄せ、あらかじめ国土交通大臣に提出する必要がなくなる。また、従属元の水利使用の申請者が、その流水を利用して従属発電を行おうとする場合には、従属元の水利使用の許可権者に従属発電による水利使用の許可申請をすれば足りることとなり、水利使用者の負担が軽減される。</p> <p>② 代替案における便益の要素 審査の期間がなくなるため、申請に比べて手続が簡略化され、水利使用者の負担が軽減される。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>本案については、費用の増加はなく、従属発電による水利使用の申請者は、申請に係る手続が簡略化され、負担が軽減されるので、従属発電の導入が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。</p> <p>一方、代替案については、手続は申請に比べて簡略化されるものの、水利使用について河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。</p> <p>従って、本案の方が代替案より優れていると考えられる。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>① 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)</p> <p>・一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。(平成22年度中措置)</p>
<p>事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期</p>	<p>平成27年度末にRIA事後検証シートによる事後検証</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>許可申請の事務の煩雑性が解消されることにより、小水力発電の導入が進み、環境負荷の低い新エネルギー等の利用が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。</p>